

多治見市上下水道事業告示 第4-1号

「上下水総委第1号 多治見市上下水道事業窓口業務等包括業務委託」について、下記のとおり公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行う。

令和8年3月27日付、多治見市上下水道事業告示第4号の告示については廃止する。

令和8年4月13日

多治見市長 高木貴行

記

事業番号	上下水総委第1号
事業名	多治見市上下水道事業窓口業務等包括業務委託
事業場所	多治見市日ノ出町2丁目地内 他
履行期間	契約日 ～ 令和14年9月30日
事業概要	新水道料金システムの構築・導入と窓口業務等の外部委託を実施する。
契約条項を示す場所	多治見市役所(本庁舎) 建設水道部 上下水道総務課
プロポーザルの参加に必要な資格	<p>参加資格 プロポーザル審査に参加できる者は、この公告日において次に掲げる事項を全て満たしていること。</p> <p>(1) 給水件数1万件以上の水道事業体での料金システムの構築・運用、水道事業窓口業務、検針業務及び収納業務の実績を有すること。 (2) 次に掲げる公的認証をいずれか取得していること。 ① プライバシーマーク ② ISMS認証 (ISO27001、またはJISQ27001)を取得していること。 (3) 多治見市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。 (4) 多治見市競争入札参加資格審査要綱第6条第2項の規定により、競争入札に参加資格があると認定されていること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (6) 本公告日から契約締結までの間において、多治見市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 (7) 多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年告示第200号)に基づく入札参加除外等の措置を受けている期間中でないこと。 (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。</p>
プロポーザル参加申込書	<p>プロポーザル審査に参加しようとする者は、参加申込書(様式第1号)に必要な書類を添付し、次の提出先まで持参、または郵送により必要部数を提出すること。</p> <p>(1) 提出先 多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所(本庁舎) 建設水道部 上下水道総務課 (2) 提出期限 令和8年4月30日(木) 午後5時(必着)</p>

仕 様 書 等	次の書類を多治見市公式ホームページに掲載する。 ①公募型プロポーザル実施要領 ②仕様書(別紙含む) ③提出書類様式 多治見市ホームページアドレス http://www.city.tajimi.lg.jp		
仕様書等に関する質問並びに当該質問に対する回答	実施要領・仕様書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第5号)を電子メールにて送信すること。なお、メールにて送信後、必ず電話で受信確認を行うこと。 (1)提出期限 令和8年4月15日(水)午後5時(必着) (2)提出場所 多治見市役所(本庁舎) 建設水道部 上下水道総務課 TEL 電話 0572-22-1111(内線1207) E-mail j-soumu@city.tajimi.lg.jp (3)回答日時 令和8年4月24日(金)		
選 考 方 法	(1)参加(申し込み)事業者の提出書類により、確認及び審査を実施し、参加資格があると認められた者に業務提案書等の提出を求める。 (2)なお、参加(申し込み)事業者が多数の場合は、事務局において書類審査(参加申込書等の提出書類に基づく形式確認及び基本的な適格性の判断)を行い、プロポーザル審査へ進む者を5者程度選抜する。 (3)業務提案書等を提出した者に対し多治見市上下水道事業窓口業務等包括業務委託候補者選定委員会によるプロポーザル審査を実施し、契約相手方候補者及び契約相手方候補者次点者を決定する。契約相手方候補者と本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。		
スケジュール	公告(公募)、質問及び参加申し込み受付開始	令和8年3月27日(金)	
	質問受付終了	令和8年4月15日(水)	
	質問書回答期限	令和8年4月24日(金)	
	参加申し込み受付終了	令和8年4月30日(木)	
	参加資格審査結果通知	令和8年5月20日(水)	
	業務提案書受付開始	令和8年5月21日(木)	
	業務提案書受付終了	令和8年6月17日(水)	
	プロポーザル審査	令和8年7月2日(木)	
	プロポーザル審査結果通知	令和8年7月中旬	
	契約締結	令和8年8月中旬	
	※予定日程であり、変更する場合がある		
契約に関する事項	(1)契約相手方候補者として選定された者と契約交渉を行い、随意契約により業務委託契約を締結する。 (2)契約相手方候補者と契約を締結できない場合は、契約相手方候補者次点者と契約交渉を行うものとする。		
欠 格 事 項	次のいずれかに該当する場合は失格とする。 (1)参加資格要件を満たすことができなくなったとき。 (2)契約交渉が成立しない時、または契約相手方候補者が契約の締結を辞退したとき。 (3)申込書類、業務提案書等に虚偽の記載が判明したとき。		
入 札 保 証 金	免除	契 約 保 証 金	無
前 払 金	無	部 分 払	有
契 約 書 作 成	要	議 会 の 議 決	無
積算内訳書の提出	無	低入札価格調査制度適用対象物件	無